

【表紙】

| | |
|-------------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年10月8日 |
| 【会社名】 | AIAグループ・リミテッド (AIA Group Limited) |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役 (Director) マーク・タッカー (Mark Tucker) |
| 【本店の所在の場所】 | 香港、コンノート・ロード・セントラル1、 AIAセントラル、35/F (35/F, AIA Central, 1 Connaught Road Central, Hong Kong) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士 三原 秀 哲 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 |
| 【電話番号】 | 03-3511-6125 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 佐藤 寿彦 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 |
| 【電話番号】 | 03-3511-6279 |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 普通株式 |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | 111,466,584,614香港ドル（約1,207,183百万円） 上記の金額は、一株当たりの売出価格を19.03香港ドルと仮定して計算された見込金額であり、上記の円金額は1香港ドル=10.83円の換算率（平成22年9月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場と買相場の仲値）によって換算されている。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項なし（本邦以外の地域における安定操作取引については「第一部 証券情報 第4-1-(3) 安定操作」を参照） |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項なし |

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年10月6日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、主として「AIGグループと当社との関係」、「2010年11月30日に終了する事業年度に係る利益予測」、「利害関係の開示」に追加の開示事項が発生したため、当該関係事項等を下記の通り訂正するものであります。

【訂正事項】

第一部 証券情報

第4 その他の記載事項

第二部 企業情報

第2 企業の概況

3 事業の内容

- (3) 監督及び規制
- (4) AIGグループと当社との関係

第3 事業の状況

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

- (1) 財務情報
- (3) 保険数理コンサルタント報告書

第5 提出会社の状況

4 役員の状況

- (2) 報酬その他の事項

【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第4【その他の記載事項】

<訂正前>

当社の名称及びロゴ並びにジョイント・グローバル・コーディネーター及び日本売出しの共同事務幹事会社の名称が株式売出届出目論見書の表紙に記載される。

以下の文言が、株式売出届出目論見書の表紙裏に記載される。

「本書に基づき当社普通株式を購入する投資家は、自己の名義で購入するか又は名義人を通じて購入するかを問わず、当社から独立した第三者でなければならず、当社の「関係者(connected person)」若しくは「関連会社(associate)」(いずれも香港上場規則に定義されます。)、当社の既存株主、又は香港上場規則の別紙6に定義されるリード・ブローカー若しくは販売会社の「利害関係人(connected client)」(香港上場規則に定義されます。)に該当してはならないことにご留意ください。香港上場規則における「関係者(connected person)」、「関連会社(associate)」及び「利害関係人(connected client)」の定義については「第4 - 4 香港上場規則に基づく申込みの条件等」を参照のこと。」

以下の情報が、株式売出届出目論見書の「第3 第三者割当の場合の特記事項」の後に「第4 募集又は売出に関する特記事項」の見出しの下で記載される。

(後 略)

<訂正後>

当社の名称及びロゴ並びにジョイント・グローバル・コーディネーター及び日本売出しの共同事務幹事会社の名称が株式売出届出目論見書の表紙に、当社のロゴが同目論見書の裏表紙に、また当社のロゴ及び英文名称が同目論見書の背表紙に、それぞれ記載される。

以下の文言が、株式売出届出目論見書の表紙裏に記載される。

「本書に基づき当社普通株式を購入する投資家は、自己の名義で購入するか又は名義人を通じて購入するかを問わず、当社から独立した第三者でなければならず、当社の「関係者(connected person)」若しくは「関連会社(associate)」(いずれも香港上場規則に定義されます。)、当社の既存株主、又は香港上場規則の別紙6に定義されるリード・ブローカー若しくは販売会社の「利害関係人(connected client)」(香港上場規則に定義されます。)に該当してはならないことにご留意ください。香港上場規則における「関係者(connected person)」、「関連会社(associate)」及び「利害関係人(connected client)」の定義については「第一部 証券情報 - 第4 - 4 香港上場規則に基づく申込みの条件等」をご参照ください。」

以下の情報が、株式売出届出目論見書の「第3 第三者割当の場合の特記事項」の後に「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項」の見出しの下で記載される。

(後 略)

第二部【企業情報】

第2【企業の概況】

3【事業の内容】

(3) 監督及び規制

< 訂正前 >

(前略)

その他の地域別市場の監督及び規制の概要

上記に説明した6つの当社主要地域別市場の規制体系に加えて、当社のその他の地域別市場における事業活動も行政監督を受ける。ベトナム、台湾、オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、インド、フィリピン、マカオ及びブルネイの各地域における当社の現地事業部門の営む保険業は、それぞれベトナム財務省、台湾金融監督管理委員会保険局、オーストラリア証券投資委員会及びオーストラリア退職年金規制局、ニュージーランド経済開発省、インドネシア資本市場金融機関監督庁（Bapepam-LK）保険局、インド保険規制開発庁、フィリピン保健委員会長官、マカオ金融管理局（保険監督部局を通じて）並びにブルネイ財務省の規制を受ける。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

その他の地域別市場の監督及び規制の概要

上記に説明した6つの当社主要地域別市場の規制体系に加えて、当社のその他の地域別市場における事業活動も行政監督を受ける。ベトナム、台湾、オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、インド、フィリピン、マカオ及びブルネイの各地域における当社の現地事業部門の営む保険業は、それぞれベトナム財務省、台湾金融監督管理委員会保険局、オーストラリア証券投資委員会及びオーストラリア退職年金規制局、ニュージーランド経済開発省、インドネシア資本市場金融機関監督庁（Bapepam-LK）保険局、インド保険規制開発庁、フィリピン保険委員会長官、マカオ金融管理局（保険監督部局を通じて）並びにブルネイ財務省の規制を受ける。

(後略)

(4) AIGグループと当社の関係

< 訂正前 >

(前略)

AIGの資本強化の完了後

下記の図は、AIGの資本強化が「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIGの資本強化」に記載の通り実行された場合、その完了（現在、2011年第1四半期に予定されている。）直後において予測されるAIGグループにおける各々の持分に関連するAIGグループ、FRBNY及び米国財務省の関係の簡略図である。

(中略)

AIAオーロラLLCの所有

AIGは、100%のAIAオーロラLLCの議決権（取締役会全体の任命権を含む。）を有するAIAオーロラLLCの普通投資持分の100%を保有する。FRBNY買取契約により予定されている取引の終結に関連して、2009年12月1日付でAIG、AIRCO、FRBNY及びAIAオーロラLLCは、各当事者のAIAオーロラLLCの所有権及び支配権の要項を定めるAIAオーロラLLCの第4修正及び改訂版有限責任会社契約（以下「LLC契約」という。）を締結した。LLC契約に従って、FRBNYは、AIAオーロラLLC及びその子会社における特定の支配権を、AIAオーロラLLCの優先投資持分の残余財産分配優先権が完全に支払われるまで、FRBNYの利益を保護するために要求している。FRBNYは、AIAオーロラLLCの無議決権優先投資持分を100%保

有している。LLC契約の条件に関する詳細は、本項の「 - 特定の株主の取決め - LLC契約」を参照のこと。

AIGの所有者

米国財務省は、AIGの2シリーズの無議決権優先株式（以下、「シリーズE優先株式」及び「シリーズF優先株式」という。）を保有している。但し、AIGの取締役会に対してさらに2名の取締役又は特定の状況においてAIG取締役メンバーの総数の20%までのいずれか多い方を選ぶことができる。また、FRBNY融資契約に従い、2009年3月4日にAIGは、2009年1月16日付のAIGクレジット・ファシリティ・トラスト契約に基づきAIGの優先株式の第3シリーズ（以下「シリーズC優先株式」という。）100,000株を、米国財務省を唯一の受益者とする信託として設立されたAIGクレジット・ファシリティ・トラストに対して発行した。AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、3の独立した受託者により監視されており、AIGのシリーズC優先株式及び普通株式の議決権のうちの約77.9%を有するシリーズC優先株式の全発行済株式を保有する。残り22.1%の議決権は、AIGの普通株式の株主が保有する。

上記に説明し、また「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - AIGの資本強化」に記載する通り、AIGグループ、FRBNY、米国財務省及びAIAグループの関係は、AIGの資本強化が実行された場合には変化すると予測される。

（中略）

議決権及びFRBNY承認権

AIAオーロラLLCの普通投資持分の保有者は、各普通投資持分につき1個の議決権を有する。AIAオーロラLLCの優先投資持分は議決権はないが、残余財産分配優先権が全て支払われるまで、及び、FRBNYがAIALオーロラLLCの優先投資持分を保有し続ける限り、多くのAIAオーロラLLC及びその子会社（AIAグループを含む。）に関係する重要な事項はFRBNYの事前の承認に服するものとする。これらのFRBNYの承認権は、FRBNY枠組契約に基づき生じる承認権に対応し、かかる承認権は本項下記「FRBNY枠組契約 - FRBNYによる事前承認を必要とする重要事項」に記載されている。

優先投資持分の残余財産分配優先権

（中略）

残余財産分配優先権の金額から、AIAオーロラLLCの優先投資持分の保有者が、本項の「AIAオーロラLLCによるメンバーへの分配」に記載される優先分配権の結果として受領する分配の金額が減額される。残余財産分配優先権が全額支払われた後、AIAオーロラLLCは、（かかる償還の通知日の直前の取引日におけるAIAグループ・リミテッドの株式の平均最終販売価格に基づいて）AIAオーロラLLCがその時保有するAIAグループ・リミテッドの当社普通株式の100%をAIAオーロラLLCが売却することになった場合に同社が受領することになる正味手取金の1%に相当する追加の金額をFRBNYに支払うことにより、いつでも優先投資持分を全額償還することができる。かかる償還時に、AIAオーロラLLCの優先投資持分は自動的に終了し、FRBNYはもはやAIAオーロラLLCのメンバーとしてのいかなる権利（経済上又はその他を問わない。）も有さない。

FRBNY、米国財務省及びAIGは、グローバル・オフリング後の当社普通株式の売却を通じたAIAオーロラLLCの残余財産分配優先権の減額のための明確な期限を有していない。市況及び「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載されているロックアップを含むその他の要素に従い、所定の方法により可及的速やかに減額されるように意図されている。現在のところ、AIAグループの配当又はその他の分配が、残余財産分配優先権の支払のための資金調達の重要な財源となるとは予想されていない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

AIGの資本強化の完了後

下記の図は、AIGの資本強化が本項の「AIGの資本強化」に記載の通り実行された場合、その完了（現在、2011年第1四半期に予定されている。）直後において予測されるAIAグループにおける各々の持分に関連するAIGグループ、FRBNY及び米国財務省の関係の簡略図である。

（中略）

AIAオーロラLLCの所有

AIGは、100%のAIAオーロラLLCの議決権（取締役会全体の任命権を含む。）を有するAIAオーロラLLCの普通投資持分の100%を保有する。FRBNY買取契約により予定されている取引の終結に関連して、2009年12月1日付でAIG、AIRC、FRBNY及びAIAオーロラLLCは、各当事者のAIAオーロラLLCの所有権及び支配権の要項を定めるAIAオーロラLLCの第4修正再表示版有限責任会社契約（以下「LLC契約」という。）を締結した。LLC契約に従って、FRBNYは、AIAオーロラLLC及びその子会社における特定の支配権を、AIAオーロラLLCの優先投資持分の残余財産分配優先権が完全に支払われるまで、FRBNYの利益を保護するために要求している。FRBNYは、AIAオーロラLLCの無議決権優先投資持分を100%保有している。LLC契約の条件に関する詳細は、本項の「特定の株主の取決め - LLC契約」を参照のこと。AIGの資本強化が原則的合意に沿って実行された場合、AIGの推定では、米国財務省はAIAオーロラLLCの約（未定）%の残存する優先投資持分（約（未定）米ドル相当の推定残余財産分配優先権を伴う。）を保有し、FRBNYはAIAオーロラLLCの約（未定）%の残存する優先投資持分（約（未定）米ドル相当の推定残余財産分配優先権を伴う。）を保有することとなる。上記の推定は、検討中の資産売却による収入及び検討中の資金調達取引による調達額並びにAIGの業務からの追加資金に関する現在の推定に基づくものであり、これらはAIGの資本強化の完了時に得られる実際の金額と大幅に異なる可能性がある。さらに、売出規模調整オプション及びオーバーアロットメント・オプションが行使されないと仮定し、また売出価格が仮条件の中間値（当社普通株式1株当たり（未定）香港ドル）に等しいと仮定すると、AIAオーロラLLCがグローバル・オフリングにより調達できる正味収入は、それに関連して支払う推定手数料及び費用の控除後で、（未定）香港ドル（（未定）米ドル）になると推測される。

AIGの所有者

米国財務省は、AIGの2シリーズの無議決権優先株式（以下、「シリーズE優先株式」及び「シリーズF優先株式」という。）を保有している。但し、AIGの取締役会に対してさらに2名の取締役又は特定の状況においてAIG取締役メンバーの総数の20%までのいずれか多い方を選ぶことができる。また、FRBNY融資契約に従い、2009年3月4日にAIGは、2009年1月16日付のAIGクレジット・ファシリティ・トラスト契約に基づきAIGの優先株式の第3シリーズ（以下「シリーズC優先株式」という。）100,000株を、米国財務省を唯一の受益者とする信託として設立されたAIGクレジット・ファシリティ・トラストに対して発行した。AIGクレジット・ファシリティ・トラストは、3つの独立した受託者により監視されており、AIGのシリーズC優先株式及び普通株式の議決権のうちの約77.9%を有するシリーズC優先株式の全発行済株式を保有する。残り22.1%の議決権は、AIGの普通株式の株主が保有する。

上記に説明し、また本項の「AIGの資本強化」に記載する通り、AIGグループ、FRBNY、米国財務省及びAIAグループの関係は、AIGの資本強化が実行された場合には変化すると予測される。

AIGの資本強化

2010年9月30日、AIGは、米国財務省、FRBNY及びAIGクレジット・ファシリティ・トラストとの間で、AIGの資本を強化するための一連の統合された取引（FRBNY融資契約に基づく借入額の全額返済を含む。）（以下「AIGの資本強化」という。）について、原則的合意を締結した。

AIGの資本強化の主要要素は下記の通りであり、全てAIGの資本強化の手続完了（現在のところ、2011年第1四半期末までに行われる予定である。）とほぼ同時に実行される。

- ・ **FRBNY融資契約を返済し、終了する。** AIGは、FRBNY融資契約に基づく借入額をFRBNYに現金で全額返済し、FRBNY融資契約は終了する。最新情報確認日現在、FRBNY融資契約に基づく返済額は、総額約200億米ドルである。返済のための資金は、グローバル・オフリングにおける当社普通株式の売却及びアリコの売却（2010年第4四半期に手続完了の予定。）による正味現金収入、並びにAIGの業務からの追加資金、資金調達及び資産売却から充当する。グローバル・オフリング及びアリコの売却による正味現金収入は、担保付ノンリコース・ローン（以下「SPV関係会社間貸付」という。）の形式で、AIAオーロラLLC及びアリコのエクイティ持分を保有するためにAIAオーロラLLCと同時に設立された特別目的会社（以下「アリコSPV」という。）からAIGに（FRBNY融資契約の返済のために）貸し付けられる。

・ **AIG優先株式とAIG普通株式の交換**、AIGの資本強化に従い、米国財務省は、同省が保有する残存する約491億米ドル（最新情報確認日現在）のシリーズE優先株式及びシリーズF優先株式、並びにAIGクレジット・ファシリティ・トラストが保有するシリーズC優先株式と交換に、AIG普通株式約1兆6,550億株（AIG普通株式の約92.1%の所有に相当する。）を受領する見込みである。さらに、AIGの資本強化の手續完了直後、AIGは、かかる手續完了の前にAIG株式を保有していた普通株主に対する配当という方法で、1株当たり45.00米ドルの行使価格で最大75百万株のAIG普通株式を購入できる10年満期のワラントを発行する。当該交換の完了後、米国財務省はAIGの株式を長期にわたって公開市場において売却する予定である。

・ **米国政府によるAIAオーロラLLC及びアリコSPVの株式保有を、順序立てて終了することを促進する**、FRBNYは、AIAオーロラLLC及びアリコSPVの優先投資持分を保有している（「第二部 - 第2 - 2 沿革 - 当社の歴史及び再編成 - 当社の再編成 - AIG事由により引き起こされた再編成」に記載する通り。）。FRBNYのAIAオーロラLLC及びアリコSPVにおける優先投資持分に関する残余財産分配優先権の合計は、総額約260億米ドルである。AIGの資本強化に従い、AIGは、AIGが利用可能だがまだ引き出されていない米国財務省保有のシリーズF優先株式による資金を約220億米ドルまで引き出し、当該引出額に相当するFRBNYのAIAオーロラLLC及びアリコSPVにおける優先投資持分を買い取る。次にAIGは、当該優先投資持分を、シリーズF優先株式との交換の対価として、AIG普通株式約167.6百万株及びAIGの新シリーズの優先株式（以下「シリーズG優先株式」という。）とともに、直ちに米国財務省へ譲渡する。AIGの資本強化に関連して、FRBNYはLLC契約に基づく一定の権利を米国財務省に譲渡し、米国財務省はその後、（FRBNYのAIAオーロラLLCにおける残りの優先投資持分を手放した後も含めて）米国財務省がAIAオーロラLLCの優先投資持分を保有する限り、当該権利を行使する権利を保有する。米国財務省は、同省の優先投資持分が、FRBNYの優先投資持分に劣後することに同意している。AIGの資本強化及びグローバル・オフリングの後、AIGは、将来における資産の現金化（既に発表されている子会社AIGスター及びAIGエジソンの売却を含む。）による収入を、SPV関係会社間貸付の追加返済に充当し、それによって、グローバル・オフリング後の当社普通株式の売却（下記に詳述する通り。）による収入と合わせて、AIAオーロラLLC及びアリコSPVがFRBNYの保有するかかる特別目的会社の残りの優先投資持分を償還するための資金を提供する。これらの取引の完了時において、AIGは、FRBNYへの全額返済を終えている見込みである。米国財務省のAIAオーロラLLC及びアリコSPVにおける優先投資持分を償還するため、AIGは、グローバル・オフリング後の当社普通株式の売却（下記に詳述する通り。）及びアリコSPVがメットライフへのアリコの売却手續完了後に所有することとなるメットライフのエクイティ証券の売却による収入を含む、将来における更なる資産の現金化による収入を充当する。

残余財産分配優先権が減額される主要な方法の一つは、（ ）グローバル・オフリング後にAIAオーロラLLCが行う当社普通株式の追加的売却による正味収入の、優先投資持分の保有者に対する分配、又は（ ）優先投資持分の保有者に対して分配要求に従い随時行うAIAオーロラLLC若しくはその関係会社がある時保有している当社普通株式の分配、FRBNY及びその後米国財務省が行う当社普通株式の同時売却、並びに分配要求日の丸2営業日前を終期とする連続する10日間における、香港証券取引所でのかかる当社普通株式の終値に相当する金額の、残余財産分配優先権からの減額（「第二部 - 第2 - 3 事業の内容 - (4) AIGグループと当社の関係 - FRBNYによる当社普通株式を受領する権利」に記載する通り。）を通じて行われると予想されている。

FRBNY、米国財務省及びAIGは、グローバル・オフリング後の当社普通株式の売却を通じて行うAIAオーロラLLCの優先投資持分に関する残余財産分配優先権の減額について、明確な期限を有していない。減額は、市況及びその他の要因（「第一部証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載するロックアップを含む。）に従い、順序立てた方法で可及的速やかに行われることが意図されている。現在のところ、AIGグループの配当又はその他の分配が、残余財産分配優先権の支払のための資金調達重要な財源となることは予想されていない。

原則的合意をした当事者は、AIGの資本強化及び原則的合意に述べるその他の合意を実行するため、直ちに正式書類の締結を目指すこととなる。その他の手続完了条件の中でも、AIGがFRBNY融資契約に基づく借入額の全額返済に利用できる十分な現金を有すること、及びFRBNYが、AIGの資本強化手続の完了直後において、総額60億米ドルを超える残余財産優先分配権を伴うAIAオーロラLLC及びアリコSPVの優先投資持分を保有しないことが、AIGの資本強化の手続完了の条件となる。さらに、AIG及びその特定の主要子会社は、AIGの資本強化を考慮して、当事者が合理的に受容可能な信用格付の保有を義務付けられ、またAIGは、手続完了時において、AIG、米国財務省及びFRBNYが合理的に受容可能な金額及び条件に基づく利用可能な現金及び第三者による融資コミットメントを有効に維持していなければならない。また、手続の完了は、多数の法域において規制上の承認の対象になる。その後正式書類に記載される可能性があるそれ以上の特定の規定に従い、いずれの当事者も、2011年3月15日までにAIGの資本強化が完了しない場合は、AIGの資本強化を中止することができる。AIG、FRBNY、米国財務省及びAIGクレジット・ファシリティ・トラストが正式書類に同意できるとの保証はない。さらに、たとえ正式書類が締結された場合でも、AIGの支配が及ばない多数の要因により、AIGの資本強化を完遂し、手続完了条件（規制上の承認、第三者の承認及び十分な格付の受領を含む。）を充足するAIGの能力が損なわれる可能性がある。AIGがこれらの条件を充足できるとの保証はない。

さらに、AIGの資本強化並びにAIGグループ、FRBNY及び米国財務省が随時締結する可能性のあるその他の契約の履行により、下記に詳述する通り、現在において当社とAIG及びFRBNYの関係を規定しているLLC契約及びFRBNY株組契約に、実質的な修正が加わる結果となる可能性がある。

（中略）

議決権及びFRBNY承認権

AIAオーロラLLCの普通投資持分の保有者は、各普通投資持分につき1個の議決権を有する。AIAオーロラLLCの優先投資持分は議決権はないが、残余財産分配優先権が全て支払われるまで、及び、FRBNYがAIALオーロラLLCの優先投資持分を保有し続ける限り、多くのAIAオーロラLLC及びその子会社（AIAグループを含む。）に関係する重要な事項はFRBNYの事前の承認に服するものとする。これらのFRBNYの承認権は、FRBNY株組契約に基づき生じる承認権に対応し、かかる承認権は本項下記「FRBNY株組契約 - FRBNYによる事前承認を必要とする重要事項」に記載されている。米国財務省は、AIGの資本強化に関連して、LLC契約に基づくFRBNYの権利とほぼ同様の権利を取得する。

FRBNYは、AIAオーロラLLCが同社の所有する当社普通株式の売却による正味収入（最低で136億米ドル相当）を全額受領したときに、FRBNY契約に基づいて発生するFRBNYの承認権が終了することに同意している。グローバル・オフリングによりAIAオーロラLLCが受領する正味収入は、約（未定）米ドルと推定される。FRBNY株組契約に基づく承認権の終了にかかわらず、FRBNY又は米国財務省は、予定されているAIGの資本強化に関連してFRBNYから権利の譲渡を受けた後、AIAオーロラLLC及びアリコSPV双方の優先投資持分に関する残存する残余財産分配優先権が全額支払われるまでの間、AIAオーロラLLCが行う行為（AIAオーロラLLCが保有するAIAグループ・リミテッドの株式の投票を含む。）に関して、実質的に同等の承認権を引き続き保持する。

優先投資持分の残余財産分配優先権

（中略）

残余財産分配優先権の金額から、AIAオーロラLLCの優先投資持分の保有者が、本項の「AIAオーロラLLCによるメンバーへの分配」に記載される優先分配権の結果として受領する分配の金額が減額される。残余財産分配優先権が全額支払われた後、AIAオーロラLLCは、（かかる償還の通知日の直前の取引日におけるAIAグループ・リミテッドの株式の平均最終販売価格に基づいて）AIAオーロラLLCがその時保有するAIAグループ・リミテッドの当社普通株式の100%をAIAオーロラLLCが売却することになった場合に同社が受領することになる正味手取金の1%に相当する追加の金額をFRBNYに支払うことにより、いつでも優先投資持分を全額償還することができる。かかる償還時に、AIAオーロラLLCの優先投資持分は自動的に終了し、FRBNYはもはやAIAオーロラLLCのメンバーとしてのいかなる権利（経済上又はその他を問わない。）も有さない。

残余財産分配優先権が減額される主要な方法の一つは、（ ）グローバル・オフリング後にAIAオーロラLLCが行う当社普通株式の追加的売却による正味収入、優先投資持分の保有者に対する分配、又は（ ）優先投資持分の保有者に対して分配要求に従い随時行うAIAオーロラLLC若しくはその関係会社がある時保有している当社普通株式の分配、FRBNY及びその後米国財務省が行う当社普通株式の同時売却、及び分配要求日の丸2営業日前を終期とする連続する10日間における、香港証券取引所でのかかる当社普通株式の終値に相当する金額の、残余財産分配優先権からの減額（本項下記「FRBNYによる当社普通株式を受領する権利」に記載する通り。）を通じて行われると予想されている。

FRBNY、米国財務省及びAIGは、グローバル・オフリング後の当社普通株式の売却を通じたAIAオーロラLLCの残余財産分配優先権の減額のための明確な期限を有していない。市況及び「第一部 証券情報 - 第4 - 2 ロックアップ」に記載されているロックアップを含むその他の要素に従い、所定の方法により可及的速やかに減額されるように意図されている。現在のところ、AIAグループの配当又はその他の分配が、残余財産分配優先権の支払のための資金調達のための重要な財源となるとは予想されていない。

（後略）

第3【事業の状況】

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）財務情報

<訂正前>

（前略）

2010年11月30日に終了する事業年度に係る利益予測

当社は、予期しない状況が起こらない限り、下記に記載される基準及び前提条件に基づけば、2010年11月30日に終了する事業年度に係る当社の連結当期営業利益が2,000百万米ドルを下回る可能性は低いと予測している。2010年11月30日に終了する事業年度の当社のAIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結税引後営業利益が1,600百万米ドルを下回る可能性は低く、また当社のAIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結純利益は、1,400百万米ドルから2,300百万米ドルの範囲になると予測している。当社は、2010年11月30日に終了する事業年度の連結営業利益と株主に帰属する連結純利益の修正を、当社の2010年11月30日に終了する事業年度の年次業績発表及び年次報告書において開示する予定である。

基準及び前提条件

2010年11月30日に終了する事業年度に係る本グループの（ ）連結営業利益、（ ）AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後連結営業利益、及び（ ）AIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結純利益の範囲に関する予測は、本グループの2010年5月31日に終了した6ヶ月間についての監査済連結財務諸表及び2010年11月30日に終了する残りの6ヶ月間に係る本グループの業績予測に基づいて作成された。

AIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結純利益の範囲はまた、2010年11月30日に終了する事業年度の資産価値上昇率の予測に基づいて作成された。除外された営業外項目は本グループの純利益の重要な構成要素であるが、本グループは、連結営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の公開は、業績及び事業セグメントの理解度及び比較可能性を高めると考えている。本グループは、その多くが市場要因に大きく依存している営業外項目の流動的な影響のないほうが、傾向を明確に確認することができると考えている。

2010年11月30日に終了する事業年度の予測は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書において採用される会計方針と整合する会計方針及び以下の前提条件に基づき作成された。

- （ ）当社が2010年6月1日からの6ヶ月間において業務を行う国々において、それらの経済状況、業務環境及び人口構成の基礎に不利な変化がないこと。
- （ ）本グループが業務を行う地域別市場における現地通貨の米ドルに対する為替レートに、2010年7月31日現在の為替レートと比較して重大な変動がないこと。2010年6月1日から6ヶ月の間、米ドルに対する香港ドルは固定されている。
- （ ）本グループが業務を行う地域別市場における規制環境が、規制要件及び政府の政策に重大な変更なく安定した状態に保たれること。特に、本グループは、本グループの事業に適用されるソルベンシー・マージン要件が当該予測期間中に変更されないことを前提としている。

<訂正後>

（前略）

2010年11月30日に終了する事業年度に係る利益予測

当社は、予期しない状況が起こらない限り、下記に記載される基準及び前提条件に基づけば、2010年11月30日に終了する事業年度に係る当社の連結営業利益が2,000百万米ドルを下回る可能性は低いと予測している。2010年11月30日に終了する事業年度の当社のAIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結税引後営業利益が1,600百万米ドルを下

回る可能性は低く、また当社のAIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結当期純利益は、1,400百万米ドルから2,300百万米ドルの範囲になると予測している。当社は、2010年11月30日に終了する事業年度の連結営業利益と株主に帰属する連結当期純利益の修正を、当社の2010年11月30日に終了する事業年度の年次業績発表及び年次報告書において開示する予定である。

2010年11月30日に終了する事業年度に係る利益予測の目的において、以下の定義語は以下に記載の意味を有する。

「投資実績」は、連結損益計算書において認識される実現投資損益及び未実現投資損益を意味する。

「営業外投資収益」は、以下によって構成される。

() 投資実績

() 投資関連契約に関連する投資収入

() 投資関連契約に関連する投資運用費用

() 投資関連契約に関する保険契約及び投資契約負債の対応する変動

() 有配当型ファンドに関する保険契約負債の対応する変動

() 連結投資ファンドにおける第三者持分の対応する変動

「連結営業利益」は、以下の営業外項目を除く税引前利益を指す。

() 投資実績

() 投資関連契約に関連する投資収入

() 投資関連契約に関連する投資運用費用

() 投資関連契約に関する保険契約及び投資契約負債の対応する変動

() 有配当型ファンドに関する保険契約負債の対応する変動

() 連結投資ファンドにおける第三者持分の対応する変動

() 保険契約及び投資契約負債の変動に係る税金における保険契約者の持分

() 本グループが営業外収益及び費用と判断するその他の項目

「AIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結税引後営業利益」は、非支配持分控除後に表示される。

「AIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結当期純利益」は、税引後且つ非支配持分控除後に表示される。

「本グループの株式エクスポージャー」は、その他の保険契約者及びAIAグループ・リミテッドの株主に帰属する本グループの持分投資（損益を通じて公正価値で会計処理される。）並びに有配当型ファンドにおける本グループの株式持分投資（損益を通じて公正価値で会計処理される。）によって構成される。

「資産価値上昇率」は、本グループが事業を展開する地域別市場における（ ）2010年5月31日現在の本グループの株式エクスポージャー及び（ ）2010年11月30日現在の本グループの予想株式エクスポージャーの平均の公正価値における予想平均割合の増加/減少を指す。

基準及び前提条件

2010年11月30日に終了する事業年度に係る本グループの（ ）連結営業利益、（ ）AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後連結営業利益、及び（ ）AIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結当期純利益の範囲に関する予測は、本グループの2010年5月31日に終了した6ヶ月間についての監査済連結財務諸表及び2010年11月30日に終了する残りの6ヶ月間に係る本グループの業績予測に基づいて作成された。AIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結当期純利益の範囲はまた、2010年11月30日に終了する事業年度の資産価値上昇率の予測に基づいて作成された。

除外された営業外項目は本グループの純利益の重要な構成要素であるが、本グループは、連結営業利益及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後営業利益の公開は、業績及び事業セグメントの理解度及び比較可能性を高めると考えている。本グループは、その多くが市場要因に大きく依存している営業外項目の流動的な影響のないほうが、傾向を明確に確認できると考えている。

2010年11月30日に終了する事業年度の予測は、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書において採用される会計方針と整合する会計方針及び以下の前提条件に基づき作成された。

() 当社が2010年6月1日からの6ヶ月間において業務を行う国々において、それらの経済状況、業務環境及び人口構成の基礎に不利な変化がないこと。

() 本グループが業務を行う地域別市場における現地通貨の米ドルに対する為替レートに、2010年7月31日現在の為替レートと比較して重大な変動がないこと。2010年6月1日から6ヶ月の間、米ドルに対する香港ドルは固定されている。

() 本グループが業務を行う地域別市場における規制環境が、規制要件及び政府の政策に重大な変更なく安定した状態に保たれること。特に、本グループは、本グループの事業に適用されるソルベンシー・マージン要件が当該

予測期間中に変更されないことを前提としている。

感応度分析

利益予測は、将来を視野に入れたものであり、したがって市況の変化に左右される。下記の分析では、前提条件における変動が、2010年11月30日に終了する事業年度に係る連結営業利益、AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後連結営業利益、及びAIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結当期純利益に対してどのように影響し得るかが示されている。

（外国為替における変動）

外国為替における変動の分析（とりわけ、本グループが業務を行う市場における各国の現地通貨に対する米ドルの為替の変動）が下記の表に示されている。利益予測の目的上、本グループは、各国における現地通貨に対する米ドルの変動の影響を、2010年11月30日に終了する事業年度に係る本グループの業績予測に基づいて（2010年7月31日現在の外国為替レートを基準として用いて）算定している。

| <u>（単位：百万米ドル）</u> | <u>2010年11月30日に 終了する事業年度に係る 連結営業利益に対する影響（予測）</u> |
|-----------------------|--|
| 米ドルの各国の現地通貨に対する5%の下落 | 38 |
| 米ドルの各国の現地通貨に対する5%の上昇 | (38) |
| 米ドルの各国の現地通貨に対する10%の下落 | 75 |
| 米ドルの各国の現地通貨に対する10%の上昇 | (75) |

（負債証券に割り当てられる新たな純資金の予測額に係る受取利息における変動）

負債証券は、本グループの大半の金融投資で構成されている。2010年6月1日に開始する6ヶ月の予測期間において負債証券に割り当てられる新たな純資金の予測額（かかる資金の90%を占めると考えられる）に係る受取利息における変動は、下記の表に示されるとおり、本グループの連結営業利益に影響を与えるであろう。

| <u>（単位：百万米ドル）</u> | <u>2010年11月30日に 終了する事業年度に係る 連結営業利益に対する影響（予測）</u> |
|-------------------|--|
| 金利 + 0.5% | 8 |
| 金利 - 0.5% | (8) |

（本グループの営業利益に係る実効税率における変動）

過去の実績に基づき、本グループの連結営業利益に対する実効税率は、16%から24%の範囲となるものと予測される。本グループの2009年度に係る連結営業利益に対する実効税率は、19%であった。利益予測において、本グループは、2010年度の連結営業利益に係る実効税率を約20%と予測した。AIAグループ・リミテッド株主に帰属する税引後連結営業利益に対する本グループの実効税率における影響についての分析は、下記の表に示される。

| （単位：百万米ドル） | 2010年11月30日に終了する事業年度に 係るAIAグループ・リミテッド株主に 帰属する税引後連結営業利益に対す る影響（予測） |
|------------------|--|
| 本グループ実効税率が16%に減少 | 31 |
| 本グループ実効税率が24%に増加 | (38) |

以下の特定の事項が、2010年11月30日に終了する事業年度に係る税金の予測に影響を及ぼす可能性がある。

- ・中国において法定の準備金の基準に変更がある場合、中国における業務に係る課税対象となる利益に変動をもたらす可能性がある。また、
- ・投資収益の基本的発生源において予測との差異がある場合、本グループの実効税率に影響を与える可能性がある。

（営業外投資収益）

営業外投資収益の予測には、本グループが業務を行う地域別市場全体にわたり、（ ）2010年5月31日現在の本グループの株式エクスポージャーと、（ ）2010年11月30日現在の本グループの予測株式エクスポージャーとの平均について、資産価値上昇率において予測される増加/減少値が反映されている。

2009年度において、営業外投資収益における変動は、主に、本グループの株式エクスポージャーにおける公正価値の動向に負うところが大きい。本グループは、本グループの株式エクスポージャーにおける変動が引き続き2010年11月30日に終了する事業年度に係る営業外投資収益を左右する主たる要因となり得ると考え、本グループの株式エクスポージャーについてのみ資産価値上昇率の増加/減少を予測した。

2010年5月31日に終了する6ヶ月間について、営業外投資収益は、265百万米ドルの黒字であった。下記の表は、2010年度に係る予測資産価値上昇率における変動に対する予測営業外投資収益及びそれに伴うAIAグループ・リミテッド株主に帰属する連結当期純利益への影響の感応度を示している。

| 資産価値上昇率（CAR）（%） | （10%） | （5%） | 5% | 10% | 15% |
|--|-------|------|-----|-----|-----|
| 営業外投資収益（百万米ドル） | (172) | 46 | 484 | 702 | 921 |
| AIAグループ・リミテッド株主に帰属する 連結当期純利益に対する影響（百万米 ドル） | (168) | (3) | 349 | 521 | 693 |

上記の感応度分析は、参照されることのみを目的としており、2010年6月1日に開始する6ヶ月間における株式市場の変動に対する本グループのエクスポージャーが置かれた異なる市場の条件下で生じ得る結果の範囲を示すためのものである。実際に生じる変動は、上記の資産価値上昇率の範囲を上回る場合もある。上記の感応度分析は、（ ）全てを網羅しているものではなく、（ ）最高の条件を示したものでもなければ、最悪の条件のものでもない。2010年11月30日に終了する事業年度に係る持分証券の公正価値における変動は、その関連する時期において、上記の予測された範囲とは大幅に異なる可能性があり、本グループの制御を超えた市場の状況及びその他の要因に左右される。

2010年11月30日に終了する事業年度に係る利益予測

2010年11月30日に終了する事業年度に係る予測連結営業利益

- 予想される最低金額 2,000百万米ドル

2010年11月30日に終了する事業年度に係るAIAグループ・リミテッド株主に帰属する予測税引後連結営業利益

- 予想される最低金額 1,600百万米ドル

補足

| 資産価値上昇率（CAR）（％） | （10％） | （5％） | 5% | 10% | 15% |
|--------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 営業外投資収益 （百万米ドル） | (172) | 46 | 484 | 702 | 921 |
| その他の営業外項目 （百万米ドル） | (27) | (27) | (27) | (27) | (27) |
| 営業外項目に係る税金 （費用）／還付金等収入 （百万米ドル） | 4 | (43) | (135) | (181) | (228) |
| 連結当期純利益 （百万米ドル） | 1,405 | 1,576 | 1,922 | 2,094 | 2,266 |
| 以下に帰属する連結当期純利益： | | | | | |
| - AIAグループ・リミテッド株主 （百万米ドル） | 1,405 | 1,576 | 1,922 | 2,094 | 2,266 |
| - 非支配持分（百万米ドル） | - | - | - | - | - |

上記に基づき、取締役らは、上記の基準及び前提条件に基づき、かつ、不測の状況が生じないものとして、以下の通り考える。

- ・ 2010年11月30日に終了する事業年度に係る本グループの連結営業利益は、2,000百万米ドル以上になるものと予測される。
- ・ 2010年11月30日に終了する事業年度に係るAIAグループ・リミテッド株主に帰属する本グループの税引後連結営業利益は、1,600百万米ドル以上になるものと予測される。
- ・ 2010年11月30日に終了する事業年度に係るAIAグループ・リミテッド株主に帰属する本グループの連結当期純利益は、1,400百万米ドルから2,300百万米ドルの範囲となるものと予測される。

（3）保険数理コンサルタント報告書（以下「本報告書」という。）

<訂正前>

タワーズワトソン

Suite 2106-8, Central Plaza
18 Harbour Road
Wanchai, 香港
中国

電話：+852 2593 4588
towerswatson.com

（中略）

表A.10

2010年8月31日に終了した3ヶ月間における年換算新規契約保険料及び新規契約利益率

（単位：百万米ドル）

| 本ビジネス・ユニット | 新規契約高 (必要資本 維持費用 控除後) | 企業年金 を除く新 規契約高 | 年換算 新規契約 保険料 | 新規契約 利益率 |
|-------------------------------|--------------------------------|----------------------|--------------------|-------------|
| AIA香港 | 45 | 44 | 100 | 44% |
| AIAタイ | 48 | 48 | 107 | 45% |
| AIAシンガポール | 25 | 25 | 75 | 35% |
| AIAマレーシア | 10 | 10 | 29 | 36% |
| AIA中国 | 18 | 18 | 49 | 36% |
| AIA韓国 | 12 | 12 | 63 | 19% |
| その他の市場 | 24 | 24 | 83 | 28% |
| 合計（グループ事務費控除前、現地の法定基準） | 182 | 181 | 503 | 36% |
| 香港の準備金要件及び自己資本要件を反映した調整額 | (12) | (12) | | |
| 税引後グループ事務費 | (10) | (10) | | |
| 合計 | 160 | 159 | 503 | 32% |

（後略）

<訂正後>

タワーズワトソン

Suite 2106-8, Central Plaza
18 Harbour Road
Wanchai, 香港
中国電話：+852 2593 4588
towerswatson.com

米國、ペンシルベニア州で設立されたタワーズ・ワトソングループの有限責任会社であるタワーズ・ワトソン・ペンシルベニア・インク

（中略）

表A.10

2010年8月31日に終了した3ヶ月間における年換算新規契約保険料及び新規契約利益率

（単位：百万米ドル）

| 本ビジネス・ユニット | 新規契約高 (必要資本 維持費用 控除後) | 企業年金 を除く新 規契約高 | 年換算 新規契約 保険料 (注1) | 新規契約 利益率 (注2) |
|-------------------------------|--------------------------------|----------------------|----------------------------|---------------------|
| AIA香港 | 45 | 44 | 100 | 44% |
| AIAタイ | 48 | 48 | 107 | 45% |
| AIAシンガポール | 25 | 25 | 75 | 35% |
| AIAマレーシア | 10 | 10 | 29 | 36% |
| AIA中国 | 18 | 18 | 49 | 36% |
| AIA韓国 | 12 | 12 | 63 | 19% |
| その他の市場 | 24 | 24 | 83 | 28% |
| 合計（グループ事務費控除前、現地の法定基準） | 182 | 181 | 503 | 36% |
| 香港の準備金要件及び自己資本要件を反映した調整額 | (12) | (12) | | |
| 税引後グループ事務費 | (10) | (10) | | |
| 合計 | 160 | 159 | 503 | 32% |

（後略）

第5【提出会社の状況】

4【役員の状況】

(2) 報酬その他の事項

利害関係

<訂正前>

1. 利害関係の開示

(中略)

| 取締役氏名 | 当社/ 関連会社 | 持分の内容 | 有価証券の数及び 種類(注1) | 持株概算比率 |
|-------|-------------|-------|--------------------|--------|
| (未定) | (未定) | (未定) | (未定) | (未定) |

注1: 「L」は、当該株式における当該個人の買持(ロング・ポジション)を示している。

(中略)

3. サービス契約

当社取締役のいずれも、(法定報酬以外の報酬を支払うことなく、1年以内に満了する又は雇用者が終了することのできる契約を除く)サービス契約を、AIAグループのいかなるメンバーとも締結しておらず、また、締結することを提案されていない。

(中略)

5. 受取手数料

本書において開示される場合を除き、当社取締役又はジョイント・グローバル・コーディネーター、プライスウォーターハウスクーパース、シービー・リチャードエリス若しくはタワーズワトソンも、香港目論見書の日付の直前2年間に、AIAグループのいずれかのメンバーの株式の発行又は売却に関して、AIAグループからいかなる手数料、割引、代理手数料、委託手数料又はその他の特別の条件も受領していない。

(後略)

<訂正後>

1. 利害関係の開示

(中略)

| 取締役氏名 | 当社/ 関連会社 | 持分の内容 | 有価証券の数及び種類 (注1) | 持株概算 比率 |
|------------------------------------|-------------|-------------|-----------------------------------|------------|
| <u>ジェフリー・ ジョイ・ハード</u> | AIG | 実質的保有者 | 普通株式: 1,749 (L) (注2) | <0.01% |
| <u>ジェフリー・ ジョイ・ハード</u> | AIG | 実質的保有者 | 制限付の株式ユニット: 45,446 (L) (注3) | <0.01% |
| <u>ジェフリー・ ジョイ・ハード</u> | AIG | 実質的保有者 | 長期パフォーマンス・ユニット: 7,982 (L) (注4) | <0.01% |
| <u>ジェイ・ス ティーブン・ ウイントロブ</u> | AIG | 実質的保有者 | 普通株式: 111,617 (L) (注5) | <0.01% |
| <u>ジェイ・ス ティーブン・ ウイントロブ</u> | AIG | 信託受益者 | 普通株式: 88,560 (L) (注6) | <0.01% |
| <u>ジェイ・ス ティーブン・ ウイントロブ</u> | AIG | 18歳未満の児童の持分 | 普通株式: 200 (L) (注7) | <0.01% |

| | | | | |
|-------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|--------|
| ジェイ・ス ディーブ ウィントロブ | AIG | 被支配会社の持分 | 普通株式：1,969 (L) | <0.01% |
| ジェイ・ス ディーブ ウィントロブ | AIG | 実質的保有者 | 制限付の株式ユニット：56,467 (L) (注8) | <0.01% |
| ジェイ・ス ディーブ ウィントロブ | AIG | 実質的保有者 | 長期パフォーマンス・ユニット： 56,102 (L) (注9) | <0.01% |
| エドモンド・ セー・ウィン・ ツェ | AIG | 第三者と共同保有され ている持分 | 普通株式：1,950 (L) (注10) | <0.01% |
| エドモンド・ セー・ウィン・ ツェ | AIG | 被支配会社の持分 | 普通株式：58,942 (L) (注11) | <0.01% |
| エドモンド・ セー・ウィン・ ツェ | フィラ ムライ フ | 実質的保有者 | 普通株式：1 (L) | <0.01% |

注1：「L」は、当該株式における当該個人の買持（ロング・ポジション）を示している。

注2：これらの証券のうち、556は普通株式として所有され、1,193は普通株式を購入するオプションで構成される。

注3：これらの証券のうち、525は制限付の普通株式ユニット、15,127は付与の3回目の応当日に現金で支払われるもの、21,231は決済日におけるAIGの普通株式の終値に基づき2009年度の株式による給与を精算する際に現金で支払われるもの、8,563は付与の2回目の応当日に権利行使可能となり、AIGの株価に基づき付与の3回目の応当日の初日以降に現金で支払われるTARPに基づく制限付の株式ユニットであるが、このうち最初の25%の制限付の株式ユニットについては、AIGがTARPに基づき受領した資金援助総額（以下「TARP資金援助」という。）の少なくとも25%を返済し、また、以降25%のトランシェそれぞれについては、AIGがさらにTARP資金援助の25%を返済した場合に限る。

注4：長期パフォーマンス・ユニットの原証券については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記39を参照のこと。長期パフォーマンス・ユニットのうち、1,224は2010年度の株式による給与を精算する際に現金で支払われ、6,758は付与の3回目の応当日に原証券の価額に基づき支払われる。

注5：これらの有価証券のうち、1,677は普通株式として保有され、87,697は決済日におけるAIGの普通株式の終値に基づき2009年度の株式による給与を精算する際に現金で支払われるもので、22,243は普通株式を購入するオプションで構成される。

注6：これらの証券は、ウィントロブ氏単独又は彼の配偶者との共同の利益のための複数の信託において保有されている。

注7：これらの有価証券は、ウィントロブ氏の2名の息子の利益のための信託において保有されている。

注8：これらの有価証券のうち、912は制限付の普通株式ユニットで、55,555は付与の3回目の応当日に権利行使可能となる、TARPに基づく制限付の株式ユニットであり、このうち最初の25%の制限付の株式ユニットについては、AIGがTARP資金援助の少なくとも25%を返済した日の初日、以降25%のトランシェそれぞれについては、AIGがさらにTARP資金援助の25%を返済した日の初日のAIGの株価に基づき支払われる。

注9：長期パフォーマンス・ユニットの原証券については、「第二部 - 第6 経理の状況 - 1 財務書類」における会計士報告書の「財務情報に対する注記」の注記39を参照のこと。

注10：これらの有価証券は、エドモンド・セー・ウィン・ツェ氏と彼の配偶者が共同で保有している。

注11：これらの有価証券は、エドモンド・セー・ウィン・ツェ氏が経営支配権を有するトライ・スター・エンタープライジズ・リミテッドが保有している。

（中略）

3. サービス契約

AIG及び当社は、当社の執行取締役と、2010年7月19日に発効し2014年7月31日に終了するサービス契約を締結した。かかる契約は、随時、理由を問わず通知なしに終了することができ、かかる契約に基づいて、当社の執行取締役は、契約終了時に、法定の補償とは別の給付を受ける権利を有する。かかるサービス契約に基づく当社の執行取締役の報酬は、TARP規制を含む、米国財務省による適用ある規制及び復興法の関連する規定に従うものとする。かかるサービス契約に基づく当社の執行取締役の報酬の重要な条件は下記の通りであり、復興法に基づき特別監査委員会の承認を受けている。

当社の執行取締役は、年間の基本給として900,000米ドル及びAIGの報酬及び経営資源委員会により各年の奨励金目標額を参考にして（TARP規制に従って）決定される、勤務業績評価（特別監査委員会が検討する合理的且つ客観的な業績基準に対する評価）に基づく、裁量的な年間奨励給を受け取る権利を有する。

2010年12月31日に終了する年における当社の執行取締役の奨励金目標額は、6.1百万米ドル（2010年7月19日から2010年12月31日までの勤務期間を反映して日割り計算される。）である。支払（もしあれば）は、次の通り行われる。

（a）2011年3月に現金により13%が支払われ、

（b）2011年12月31日に現金により13%が支払われ、

（c）下記の制限に従い、（指名された専門家である受託者が市場で購入する）当社普通株式により74%が支払われる。

（ ）かかる当社普通株式は、18.5%、18.5%及び37%のトランシェに分けて付与され、それぞれ付与の1回目、2回目及び3回目の応当日に権利行使可能となる（当社の執行取締役が引き続き当社により雇用されていることを条件とする。）。

（ ）かかる当社普通株式は、（1番目及び2番目のトランシェ合計37%については）付与の3回目の応当日及び（3番目のトランシェ37%については）4回目の応当日に初めて譲渡可能となる。

当社の執行取締役の奨励給のうち当該部分については、RSU制度に基づくRSU報奨の付与によっては支払われない。

2011年12月31日に終了する年における当社の執行取締役の奨励金目標額は、6.1百万米ドルである。支払（もしあれば）は、次の通り行われる。

（a）2011年12月31日又はこれ以前に現金により13%が支払われ、

（b）2011年12月31日又はこれ以前に、2013年3月に譲渡可能となる、（指名され

た専門家である受託者が市場で購入する)完全に権利行使できる制限付き株式により13%が支払われ、

(c)下記の制限に従い、(指名された専門家である受託者が市場で購入する)当社普通株式により74%が支払われる。

()かかる当社普通株式は、18.5%、18.5%及び37%のトランシェに分けて付与され、それぞれ付与の最初、2回目及び3回目の応当日に権利行使可能となる(当社の執行取締役が引き続き当社により雇用されていることを条件とする。)。

()かかる当社普通株式は、(1番目及び2番目のトランシェ合計37%については)付与の3回目の応当日及び(3番目のトランシェ37%については)4回目の応当日に初めて譲渡可能となる。

当社の執行取締役の奨励給のうち当該部分については、RSU制度に基づくRSU報奨の付与によっては支払われない。

しかし、AIGが2011年度末に引き続きAIAの持分の過半数を保有する場合、2012年度中の当社の執行取締役に適用されるTARP規制を考慮し、上記の付与スケジュールを繰り上げる可能性がある。

当社の執行取締役が、2012年のAIGの上位25名に該当した場合且つこれにより厳格化したTARP規制の対象となった場合、2014年12月31日に終了する3年間の各年(2011年の12月31日に終了する年中に、当社の執行取締役が上位25名に該当となった場合には、当該年)の当社の執行取締役の奨励金目標額(勤務期間が1年に満たない場合は日割り計算される。)は、現在適用あるTARP規制及びデタミネーション・メモランダムに従い、1.75百万米ドルとなり、その支払は、付与の3回目の応当日に与えられるAIGの長期の制限付の株式ユニットとなり、その時のTARP規制に基づく譲渡制限及び支払制限に従うものとする。

また、当社の執行取締役がAIGの上位25名に該当した各年については、かかる当社の執行取締役は、(適用ある当該時点のTARP規制に従い)裁量的でない報奨を、1年につき、4.35百万米ドルの価値のある、AIG長期パフォーマンス・ユニット制度に基づき発行される長期パフォーマンス・ユニットにより受領する。その決済は、付与の1回目の応当日に始まり、3等分の分割払いにより年1回行われる。

適用あるTARP規制を遵守するため、当社の執行取締役に対して支払われる奨励金は、かかる支払が著しく不正確な財務諸表若しくは著しく不正確な業績基準に基づき行われた場合、又は当該奨励金が発生した期間中の不正行為により退職した場合、回収されることがある。適用あるTARP規制に従い、当社の執行取締役は、諸手当及び合理的な業務上の費用の払戻を受領する権利を有する。

上記において開示されたものを除き、当社取締役のいずれも、(法定報酬以外の報酬を支払うことなく、1年以内に満了する又は雇用者が終了することのできる契約を除く)サービス契約を、AIAグループのいかなるメンバーとも締結しておらず、また、締結することを提案されていない。

(中略)

5. 受取手数料

AIG及びAIAは、エドモンド・セー・ウィン・ツェ氏と、サービス契約を締結した。かかるサービス契約において、AIGは、グローバル・オフリング完了後、AIGの単独の裁量により決定される金額の合理的な取引手当又は成功手当を支払うことに合意している(AIGがかかる手当を支払う能力について規制がある場合はこれに従うものとする。)。かかる取引手当又は成功手当を支払う義務は、かかるサービス契約の終了又は満了後も存続する。

本書において開示される場合を除き、当社取締役又はジョイント・グローバル・コーディネーター、プライスウォーターハウスクーパーズ、シービー・リチャードエリス若しくはタワーズワ

トソンも、香港目論見書の日付の直前2年間に、AIAグループのいずれかのメンバーの株式の発行又は売却に関して、AIAグループからいかなる手数料、割引、代理手数料、委託手数料又はその他の特別の条件も受領していない。

(後略)